

令和 8 年千葉市教育委員会会議
第 3 回定例会会議録

千葉市教育委員会

令和 8 年千葉市教育委員会会議第 3 回定例会会議録

日時 令和 8 年 3 月 1 8 日（水）

午後 1 時 3 0 分開会

午後 3 時 0 0 分閉会

場所 教育委員会室

出席委員	教 育 長	鶴岡 克彦
委 員	小西 朱見	
委 員	大山 尋美	
委 員	大濱 洋一	
委 員	杉山 浩	
委 員	磯邊 聡	

出席職員	教 育 次 長	中島 千恵	学 事 課 長	小林 公人
	教 育 総 務 部 長	西 公厚	教 育 指 導 課 長	小石 伸一
	学 校 教 育 部 長	川名 正雄	教 育 支 援 課 長	高橋 泰雄
	生 涯 学 習 部 長	大塚 暁	保 健 体 育 課 長	太刀川 裕
	学校教育部参事（教育改革推進課長事務取扱）	松田 昌幸	教育センター所長	渡辺佳代子
	中 央 図 書 館 長	佐久間仁央	養護教育センター所長	小谷 泰也
	総 務 課 長	山田 利雄	生涯学習振興課長	志保澤 剛
	企 画 課 長	望月 宏次	生涯学習振興課放課後子ども対策担当課長	高桑 太綱
	教 育 職 員 課 長	川島 政美	文 化 財 課 長	君塚 常行
	教 育 給 与 課 長	吉野 嘉人	総 務 課 総 括 主 幹	石毛 実
	学 校 施 設 課 長	大久保智之		

書 記	総務課総務班主査	中台陽一郎	総 務 課 主 任 主 事	遠藤 都子
-----	----------	-------	---------------	-------

- 1 開会
教育長より開会を宣言
- 2 会議の成立
全員の委員の出席により会議成立
- 3 会議録署名人の指名
鶴岡教育長より磯邊委員を指名
- 4 会期の決定
令和8年3月18日（1日間）とすることで全委員異議なく決定
- 5 会議録の承認
令和7年第8回定例会及び第9回定例会の議事録を全委員異議なく承認
- 6 議事日程の決定
議事日程を全委員異議なく決定
- 7 非公開審議の決定
議案第23号を非公開審議とする旨決定
- 8 議事の概要

（1）報告事項

報告事項（1） 令和8年第1回千葉市議会定例会について

山田総務課長より報告があった。

報告事項（2） 令和9年度（令和8年度実施）公立学校教員採用候補者選考について

川島教育職員課長より報告があった。

報告事項（3） 教職員のメンタルヘルス対策に関する調査研究事業について

吉野教育給与課長より報告があった。

報告事項（4） 令和8年度千葉市立稲毛国際中等教育学校入学者選抜について

松田教育改革推進課長より報告があった。

報告事項（5） 令和8年度千葉市立千葉高等学校入学者選抜について

松田教育改革推進課長より報告があった。

報告事項（6） 令和8年度千葉市立高等特別支援学校の入学者選考について

高橋教育支援課長より報告があった。

報告事項(7) 令和7年度第2回長柄ジョイントキャンプの実施について
渡辺教育センター所長より報告があった。

(2) 議決事項

議案第12号 千葉市いじめ防止基本方針の一部改定について

高橋支援課長より説明があった後、全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第13号 第2期千葉市放課後子どもプランの中間見直しについて

高桑生涯学習振興課放課後子ども対策担当課長より説明があった後、全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第14号 千葉市教育委員会公印規則の一部改正について

山田総務課長より説明があった後、全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第15号 千葉市教育委員会組織規則の一部改正について

川島教育職員課長より説明があった後、全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第16号 千葉市立高等学校管理規則の一部改正について

松田教育改革推進課長より説明があった後、全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第17号 千葉市立特別支援学校管理規則の一部改正について

高橋教育支援課長より説明があった後、全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第18号 千葉市教育委員会決裁規程の一部改正について

吉野教育給与課長より説明があった後、全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第19号 千葉市立学校職員服務規程の一部改正について

吉野教育給与課長より説明があった後、全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第20号 千葉市教育委員会職員安全衛生管理規程の一部改正について

吉野教育給与課長より説明があった後、全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第21号 令和9年度千葉市立稲毛国際中等教育学校入学者選抜の日程について

吉野教育給与課長より説明があった後、全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第 22 号 千葉市指定文化財の指定について

君塚文化財課長より説明があった後、全委員異議なく、原案どおり可決した。
議案第 23 号 職員の人事について

川島教育職員課長より説明があった後、全委員異議なく、原案どおり可決した。

(3) 発言の要旨

報告事項(1) 令和 8 年第 1 回千葉市議会定例会について

鶴岡教育長 報告事項(1)「令和 8 年第 1 回千葉市議会定例会について」、総務課長、説明をお願いします。

山田総務課長 報告事項(1) 令和 8 年第 1 回千葉市議会定例会について、報告します。

はじめに、「1 会期」ですが、今定例会は、資料に記載の日程で行われました。

次に、「2 提出議案の審議状況」ですが、(1)の学校給食費支援の補正予算については、物価高対策として、市民生活への支援を速やかに実施するため、委員会付託は省略し、開会日初日の 2 月 18 日の本会議において可決されました。

(2)～(6)の補正予算・条例議案については、3 月 17 日の本会議において原案どおり可決されました。

(7)の教育長の任命については、3 月 17 日の本会議において、鶴岡教育長を 2 期目も継続して任命することについて同意されました。

「3 代表質疑・一般質問」ですが、(1)代表質疑については、代表質疑を行った 4 会派すべてが教育委員会に関する質疑を行い、市長・副市長・教育長が答弁をしました。主な質疑の内容は記載のとおりです。

最後に、(2)一般質問ですが、通告があった 32 人の議員のうち 15 人が教育委員会に関する質問を行い、教育次長が答弁をしました。主な質問の内容は記載のとおりです。

令和 8 年第 1 回千葉市議会定例会についての報告は、以上です。

鶴岡教育長 審議に移りますが、質問等を含め何かありますか。

小西委員 答弁資料を拝見しました。資料中の共同親権についてですが、答弁資料には、「10 月に法務省から発表された解説資料を今後、学校現場に周知していく」とありましたが、今年 1 月にも

資料が改訂されています。

家庭裁判所においても、今後、共同親権制度の運用がどうなるか現時点では分からない部分も多く、弁護士も不安を感じています。今後、おそらく、家庭裁判所の運用や判断内容に応じて、法務省の資料も随時更新されていくのではないかと思います。ですので、学校現場に周知する際には、「これが確定事項です」と誤解を招かないよう、例えば法務省の該当ページの二次元コード等を貼り付けていただいて「随時ご参照ください」といったように、学校現場が、必要な時に最新情報を参照できるよう、周知の方法も配慮や工夫いただきたいと思います。

小林学事課長 先日、学校に10月の資料を周知したところですが、柔軟な対応をするように周知しています。今後、法務省から通知が来るとしますので、それに従って、学校には、随時、情報を伝えていきたいと考えています。

鶴岡教育長 今回は予算議会でしたので、教育費の予算額とパーセンテージについて、お知らせしてください。

山田総務課長 令和8年度の当初予算額ですが、教育費総額で785億9,200万円です。一般会計の総額が5,417億円ですので、一般会計における教育費が占める割合は、14.5%となっております。令和7年度の割合も14.5%でした。

鶴岡教育長 本議会において、質問に限らず議員から要望等も出ましたので、出来ること出来ないことはありますが、その要望をもう1回精査して、次の動きにしっかりつなげていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

報告事項(2) 令和9年度(令和8年度実施)公立学校教員採用候補者選考について

鶴岡教育長 報告事項(2)「令和9年度(令和8年度実施)公立学校教員採用候補者選考について」、教育職員課長、説明をお願いします。

川島教育職員課長 報告事項(2)「令和9年度(令和8年度実施)公立学校教員採用候補者選考」について説明します。議案書3ページの実施要項をご覧ください。

令和9年度公立学校教員採用候補者選考ですが、第1次選考を7月5日(日)に、第2次選考は小学校以外の志願者選考を

8月16日（日）～18日（火）に、小学校・特別臨時的任用講師特例選考の志願者選考を8月22日（土）～24日（月）に実施します。

受付期間を令和8年4月1日（水）～5月11日（月）としています。これまで同様に二次元コードから原則電子申請受付を行います。引き続き、ちば夢チャレンジ特別選考を実施します。

続きまして、今年度の主な変更点について説明します。

議案書37ページ「千葉県・千葉市公立学校教員採用候補者選考の変更点」をご覧ください。

選考方法の変更点として、①「第1次選考における選考内容」を変更します。「『集団面接』を実施する区分」を縮減します。②「講師等特例選考B」の要件を変更します。昨年度、受験した校種・教科外で任用されている場合も受験可能とします。③「講師等特例選考C」の新設、④千葉県地域卒の対象拡大⑤「千の葉の先生養成塾生特別選考」の第2次選考内容変更⑥「大学推薦特別選考」の対象教科拡大⑦「ちばスペシャリスト特別選考I」の教科拡充。以上、7点を変更します。

その他、①出願資格を変更し、年齢要件を62歳未満の者と変更します。②他県現職・元教諭Bの10月以降実施の名称を変更します。10月選考を「秋選考」、1月選考を「冬選考」とします。③泳力調査を廃止します。

鶴岡教育長 審議に移りますが、質問等を含め何かありますか。

人材不足が否めませんが、人材不足対策として、昨年度はモノレールに教員採用募集のポスターを貼ったりしましたが、対策として、現在行っていることを発言してもらえますか。

川島教育職員課長 例えば、「千の葉の先生養成塾」は、大学から推薦があった大学3年生を対象に、1年間研修を実施し、1年後の採用選考時に1次選考を免除するというものです。

また、民間委託をして、民間で実施している就職・転職イベントに参加しPRをする。あるいは、昨年度は千葉都市モノレールの天井に教員採用募集のポスター掲示をしましたが、天井はほぼ誰も見ていないということが分かったので、今年度は扉の出入り口の目線の高さにシートを貼るという取組みを行っています。

他にも、様々なスポーツイベントの開始前、例えばZOZOマリンスタジアムや、千葉ポートアリーナでの試合開始前に、教員採用募集のPR映像を放映するといったことを各所で行っています。

報告事項(3) 教職員のメンタルヘルス対策に関する調査研究事業について

鶴岡教育長 報告事項(3)「教職員のメンタルヘルス対策に関する調査研究事業について」、教育給与課長、説明をお願いします。

吉野教育給与課長 報告事項(3)「令和7年度 教職員のメンタルヘルス対策に関する調査研究事業の実施について」、説明します。

本市では、従前より「学校における働き方改革プラン」に基づく業務改善や、メンタルヘルス研修、産業医面談等に取り組んできましたが、精神疾患による休職者数については、減少には至らず、より効果的な支援体制の構築が必要であることから、令和5年度から今年度までの3年間に渡り、文部科学省の事業を活用しつつ、教職員のメンタルヘルス対策の強化を進めてきたものです。

「2 取組内容」ですが、令和5年度及び6年度の結果から、任意参加やオンライン型の取組みよりも、対面や実地型の取組みに対するニーズが高いことが明らかとなりました。そこで、今年度は「専門職を活用した復職支援の仕組みの充実」、「ラインケア研修などの研修の実施」の2点を重点的に進めました。事業の詳細については記載のとおりです。

「3 成果」についてですが、本取組みは教職員の心理的安全性の向上や休職者数の増加抑制に一定の効果が得られていると考えております。各事業の成果については、資料に記載のとおりです。

「4 次年度の取組みについて」ですが、3年間の調査研究事業は終了を迎えるものの、教職員が安心して相談できる環境づくりや、円滑な復職支援体制の構築は引き続き必要です。そのため、より効率的で持続可能な実施方法を検討しながら、メンタルヘルス対策を継続して進めて参ります。

また、学校現場からは、予防対策や保健師による復職支援への強い期待が寄せられており、こうしたニーズに応える体制の維持・強化が重要です。このため、8年度以降も、これまで効果が高かった、「保健師による復職支援」、「新規採

用教職員に対する保健師面談」、「ラインケア研修などの各種研修」を継続して参ります。

さらに、セルフチェックや相談窓口の利用は早期発見・早期対策に有効であることから、次年度以降も無料のサービスを活用して参ります。

鶴岡教育長 審議に移りますが、質問等を含め何かありますか。

大山委員 ラインケア研修は、管理職を対象とした研修ということですが、階層別研修とは具体的に何年から何年の教員が対象となるのでしょうか。

吉野教育給与課長 初年度、5年目の経験者、10年目の経験者の3段階で行っています。

大濱委員 成果のところで「一定の効果が得られていると考える」とありますが、具体的にはどのような事例があるのでしょうか。

吉野教育給与課長 定性的なものと定量的なものがありますが、定性的なものと、各種研修講座を受けた教職員や、各種支援を受けた教職員から、「非常に心強かった」、「この研修を受けて良かった」というような声があることが1つあります。

定量的なものは、30日以上、病気等で休んでいる教職員等の人数及び割合が少しずつ低下しています。数字を申し上げますと、令和5年度が54件、割合で1.11%でした。令和6年度は53件、割合で言うと1.09%、令和7年度の直近の数字は41件、割合で言うと0.85%ということで、少しずつ発現割合が下がっています。

あわせて保健師の復職支援を実施しましたが、支援を実施した方の中で、再発が一定数出てきますが、令和6年度、7年度については、いずれも再発は0人です。6年度は6人復職をしましたが、再発は0人、7年度には9人復職していますが、現時点で再発は0人となっています。

鶴岡教育長 文部科学省の事業を3年間実施して、次年度、このメンタルヘルス関係事業の研修において、本市の取組みが紹介されるということについて、発言してもらえますか。

吉野教育給与課長 本事業に、全国で4自治体が参加をしましたが、文部科学省は横展開を意識しておりまして、本市も含めて、実証事業に参加した自治体が参加するオンラインセミナーを次年度に開催します。取組みに参加していない自治体も参加し、どう

いった取組みを行ったのかという話を聞き、直接質問が出来る
と聞いています。

報告事項(4) 令和8年度千葉市立稲毛国際中等教育学校入学者選抜について

報告事項(5) 令和8年度千葉市立千葉高等学校入学者選抜について

報告事項(6) 令和8年度千葉市立高等特別支援学校の入学者選考について

鶴岡教育長 報告事項(4)、報告事項(5)及び報告事項(6)については、いずれも令和8年度の入学者選抜に関する報告となりますので、3件続けて説明を行い、その後、質疑応答を行うこととします。

報告事項(4)「令和8年度千葉市立稲毛国際中等教育学校入学者選抜について」及び報告事項(5)「令和8年度千葉市立千葉高等学校入学者選抜について」、教育改革推進課長、説明をお願いします。

松田教育改革推進課長 報告事項(4)「令和8年度千葉市立稲毛国際中等教育学校入学者選抜について」、報告します。

「1 選抜日程」ですが、二次検査まで実施し、1月30日に選抜結果の発表を行いました。

「2 検査内容」及び「3 選抜方法」は、資料に記載のとおりで、昨年度から変更はありません。

「4 志願者数・志願倍率、受検者数・受検倍率」は、表のとおりです。

志願者数の合計は724人、志願倍率は5.2倍であり、志願者は、前年度より16人減となりましたが、本年度より募集定員が140人に変更となったため、前年度より倍率は高くなりました。

議案書42ページにて、平成19年度選抜から令和8年度選抜までの志願者数の推移を記載していますので、ご参照ください。

続いて、報告事項(5)「令和8年度千葉市立千葉高等学校入学者選抜について」、報告します。

「1 選抜日程」について、本年度の一般入学者選抜は2月17日(火)、18日(水)に検査を行いました。

追検査は6人志願があり、2月26日(木)に実施しまし

た。

「2 志願倍率」について、議案書43ページの表の下から2段目にあるとおり、普通科1.55倍、理数科1.75倍でした。

議案書44ページに、志願倍率の推移を表した資料を載せています。普通科の志願倍率は、昨年度の1.50倍から1.55倍とやや増えています。理数科の志願倍率は、昨年度の1.85倍から1.75倍と少し減少していますが、千葉県の公立高校全日制課程全体は1.11倍程度で推移している中、市立千葉高校は普通科、理数科ともに高い倍率で推移している状況となります。

鶴岡教育長 報告事項(6)「令和8年度千葉市立高等特別支援学校の入学者選考について」、教育支援課長、説明をお願いします。

高橋教育支援課長 「令和8年度千葉市立高等特別支援学校の入学者選考」について、説明します。

「1 志願状況」については、募集定員32人に対して、志願者数48人、倍率は1.50倍でした。男女別志願者数については、議案書45ページをご覧ください。

最終的には、入学許可候補者として、男子22人、女子10人の32人を発表しました。

志願者人数が多いのではとのご意見があるかと思いますが、年末に行われた特別支援学級の進路希望調査によりますと、現時点で来年度、高等特別支援学校を希望している学生は40人で、倍率は1.25倍程度で推移している状況です。

実は県も高等特別支援学校の件で悩んでいます。進路の多様化で公立学校に進学できる生徒が増えたことから、県立の高等特別支援学校は8校20コースのうち7コースが定員割れをしている状況です。高等特別支援学校と他の進路とのバランスが変わってきていることを考えると、入学者選考の在り方については、今後も検討していきたいと考えています。

鶴岡教育長 審議に移りますが、質問等を含め何かありますか。

磯 邊 委 員 稲毛国際中等教育学校と市立千葉高校について、お伺いしたいのですが、いずれも英語コースと理数コースが特徴だと思いますが、一方で千葉県では教育事務所ごとに教員基礎コ

ースを設置しており、教師を目指す子どもたちを、そのコースで優先的に養成し、ゆくゆくは千葉県の教員になってもらうというもので、実際に教員基礎コースを卒業して教員になっている学生もかなりいる現状です。

本市においても、このような教員養成コースを作って、将来、募集要項に繋がってくるようなコースの設立などは、ご検討されないのでしょうか。

松田教育改革推進課長　ご指摘の点は、これからの教員不足に対応するために重要なご指摘と考えております。両校それぞれが持っている特色、強みを踏まえながら各学校の特色化、魅力化を図っていくということが重要と考えております。その両校がそれぞれ英語そして理数というところで、特に強みを伸ばしている訳ですが、今後どのようにさらなる特色化・魅力化を図っていくか、そのために必要な取組みについても、検討していきたいと考えております。

磯 邊 委 員　ぜひ前向きにご検討いただけるとありがたいです。

鶴岡教育長　「特色化」というお話がありましたが、これは教育委員の皆さんにご紹介ということの質問となりますが、英語・国際理解、理数で、各市立学校が頑張っていますが、議員から「体育学校を作ったらどうか」という質問が2回ありました。それに対して、本市教育委員会の考えについて、ご紹介ください。

松田教育改革推進課長　先ほどお答えしたものに近くなってしまうかもしれませんが、議員から、「他の市立高校で体育科が設置されており、本市にも様々なスポーツ団体があり、その特色を生かすことが重要ではないか」というようなご指摘をいただいたところです。体育科の設置となりますと、それぞれの学校が持っている特色・魅力というものを踏まえながら、どう強みを伸ばしていくかという意味で、どこまでそぐうかというところでは、なかなか難しいところもあります。しかし、一方でその地域と連携して、各学校の特色を出していく、という意味では大事なところだと考えており、市立高校において、何かしら連携した取組みが出来ないかという点を考えていきたいと思えます。

鶴岡教育長 報告事項（７）「令和７年度第２回長柄ジョイントキャンプの実施について」、教育センター所長、説明をお願いします。

渡辺教育センター所長 報告事項（７）令和７年度第２回長柄ジョイントキャンプについて、報告します。

ジョイントキャンプは、議案書４７ページに記載された目的のもと、年に２回行っています。今回は２月２５日（水）～２７日（金）の２泊３日で実施しました。参加人数は小学生３０人、中学生４９人、合計７９人で、第１回目より１０人多い参加となりました。７９人のうち５０人が第１回も参加した児童生徒でした。

成果ですが、本キャンプの参加者は、不登校経験をもつ児童生徒であるため、宿泊を伴う集団活動への参加は大きな挑戦となります。スローガン「思いやり」を軸に声かけを行ったことで、互いを気遣いながら行動する姿が増え、安心して過ごせる雰囲気が生まれました。

また、野外炊飯のメニュー決めなど活動班で、話し合う場を多く設けたことで、互いの意見を聞き合いながら決定する経験を積むことが出来ました。最終日の振り返りタイムでは、自身の成長や今後の目標を語る姿も見られ、集団の中での役割意識が醸成されたと言えます。

今回、小西委員に野外炊飯の様子を視察していただき一緒に活動していただきました。また、原籍校の校長をはじめ、多くの学校関係者の参観もありました。

次年度も１０月、２月の２回実施を予定しています。

鶴岡教育長 審議に移りますが、質問等を含め何かありますか。

小西委員 感想になってしまいますが、久しぶりに参加し、子どもたちと一緒に、とても楽しく色々と活動させていただきました。

スローガンが「思いやり」ということですが、私が参加した班でも、ある子が何かを発言をした時に、別の子が「それ良いね」と優しく返事をしたり、料理がうまかった時に「あの子が頑張ってくれたから」など、とても思いやりのある発言がたくさん子どもたちの口から聞けて、私自身もとても温かい気持ちにさせてもらいました。

私が参加した班の名前は、「エレクトリカルろくろくび」という子どもたちが考えた独創的なネーミングでしたが、そう

いった班名や、グループ決め、何のゲームをするのか、どのような料理にするのか、そのようなもの1つ1つ、大人が決めたことに子どもたちが従うのではなく、子どもたち自身が、納得いくまで自分たちで話し合って決めていました。

先生方も、制限時間が来たから話し合いを終わらせるのではなく、子どもたちの話し合いがしっかりと終わり切るまで、しっかりと待ってあげる、そういったところが、本当に素晴らしいと感じました。

おそらく、ライトポートや教育センターの中で、子どもたち自身に考えさせることを大切にする、という長年にわたって受け継がれてきた大切なポリシーなのだろうと感じられて、とても感動しました。

今後、学びの多様化学校が設置されますが、教育センターやライトボードで培われた知識や経験をどんどん取り入れていただきたいと感じました。本当に、ご準備いただいた先生方には心から感謝を申し上げたいと思います。

議案第12号 千葉市いじめ防止基本方針の一部改定について

鶴岡教育長 議決事項に係る審議に移ります。

議案第12号 「千葉市いじめ防止基本方針の一部改定について」、教育支援課長、説明をお願いします。

高橋教育支援課長 議案第12号「千葉市いじめ防止基本方針の一部改定について」、説明します。議案書49ページをご覧ください。

令和6年8月に「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の改定を受けて、「千葉市いじめ防止基本方針」の改定を行いました。内容については、全校的にいじめ重大事態調査に関する課題が多いことから、それを整理した内容になっています。

特に「平時からの備え」について、追記をしています。また、学校現場においては、人権尊重や未然防止の取組みを強化するよう、教育活動年間計画に位置付け、明記するように謳われています。本市については、各学校で「学校いじめ防止基本方針」、「学校いじめ防止指導計画」を作成して、ホームページに掲載しておりますので、指導計画の内容については、改めて道徳や特別活動、児童・生徒会活動の充実を図るよう、4月の研修会で管理職に働きかけをしたいと考えています。

鶴岡教育長 審議に移りますが、質問等を含め何かありますか。

今回特に大きく変わった点など、クローズアップできますか。

高橋教育支援課長 今回、「平時からの備え」ということで、先ほどお伝えした「未然防止教育」や、校内のいじめ調査委員会に関しては、専門家の立ち位置や第三者のあり方について、明記された部分が大きな点となります。

磯邊委員 今日の午前中、勤務校でいじめの会議に出席しましたが、そこで生徒指導の先生が「これはいじめに該当するのでしょうか」と悩まれていました。

私は、「積極認知・積極解消なので、法の定義に合致したら、自動的にマッチしてください」という話をしました。

このような話は、本当に何年も何年もしているのですが、先生方の中でフィルターがかかってしまい、「これはいじめではないのではないか」と思ってしまい、件数が上がらないということがあると思います。保護者や本人に伝える、伝えないは別としても、学校としては、「いじめとして認知している」という姿勢が大事だと思いますので、法律が改正された後で、運用する側もマインドセットが変わらないと積極認知ができないと思います。ですから関係性があって、行為があって、被害感があれば、それはいじめとして認知してください。

件数が多いことは、全く恥ずかしくないということを、各学校の担当者の方にお伝えいただければありがたいと思います。

鶴岡教育長 積極的認知について、学校に伝えていることを、発言してください。

高橋教育支援課長 磯邊委員がおっしゃったことは、私たちも対応する中で、肌で感じております。法律が改正されて10年以上経ちましたが、教員はどうしても教育的なフィルターが大きくかかっていると感じることがあります。

一例を挙げますと、特性を持ったお子さんなので仕方ないとか、今までの時系列の中で、やった、やられたのはお互い様ではないかというようなフィルターがかかってしまうところが見受けられます。

磯邊委員がおっしゃる通り、苦痛を訴えたら自動的にいじめだ、という言葉伝えてきましたが、4月に開催する管理職対象の研修会等で、法の遵守とガイドラインについて、改めて周知を図りたいと考えています。

鶴岡教育長 数が多いことが悪いことではなく、むしろ逆にしっかり見ているという数字になるということをしっかり声を大にして、私たちも言い続けたいと思います。

その他ご質問もないようですので、議決に移ります。

議案第12号「千葉市いじめ防止基本方針の一部改定について」を原案通り可決したいと考えますがいかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

鶴岡教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

議案第13号 第2期千葉市放課後子どもプランの中間見直しについて

鶴岡教育長 議案第13号「第2期千葉市放課後子どもプランの中間見直しについて」、生涯学習振興課放課後子ども対策担当課長、説明をお願いします。

高桑生涯学習振興課放課後子ども対策担当課長 議案第13号「第2期千葉市放課後子どもプラン」中間見直しについて、説明します。参考資料の3ページをご覧ください。

「1 趣旨」ですが、今年度は、当該プランの中間年にあたり、必要に応じ見直しを行うこととされていることから、各掲載事業の進捗状況及び評価等を踏まえ、現プランの見直しと今後の方向性を検討したものです。

「2 各事業の進捗状況及び評価」についてです。

まず、アフタースクールについてですが、導入計画は、記載の表のとおりとなっており、令和7年度現在、計画どおり54校で導入済となっています。令和9年度以降の導入予定校においては、現状では、計画どおりの導入が見込まれていますが、今後、児童数が上振れする可能性がある学校もあることから、児童数の推移等を注視しながら、必要に応じて導入順序の見直しも検討し、計画を進める必要があります。

アフタースクール以降の項目、他の掲載事業である放課後子ども教室、子どもルーム等の進捗状況や取組みの実施状況、課題等については、記載のとおりです。

「3 現プランの今後の方向性」についてです。

「アフタースクール」については、計画どおり導入を進められる見込みであることから、現段階においては計画の見直しは行わないこととしますが、今後、児童数の推移の状況により、計画どおりの導入が困難となった場合には、必要に応じて、導入順序の見直しを行って参ります。

今後、導入年度の先送りが考えられることや、新規導入校が早期に安定的運営に移行できるよう、きめ細かな指導・助言などを行うため、現状の年10校ずつの拡充を引き続き進めて参ります。

「子どもルーム」、「子どもの居場所」の今後の方向性については、資料に記載のとおりです。

こうした状況を踏まえ、各放課後施策は、概ね順調に推進することが出来ていることから、アフタースクール導入計画などの変更は行わず、これまでの進捗状況等を踏まえ、引き続き放課後施策を推進して参ります。

鶴岡教育長 審議に移りますが、質問等を含め何かありますか。

小西委員 アフタースクールに直接関わることではないのかもしれませんが、こども性暴力防止法が今年の12月に施行されます。この法律は、子どもや保護者から性暴力の訴えがあり、被害が疑われる場合には、事業所は「調査」を実施して、再発防止をしなければならないこととなっています。本市の学校であれば、性暴力が起こった際の「危機対応チーム」の仕組みが既にあると思うのですが、アフタースクールや子どもルーム、保育所等で、もしも訴えがあった場合に、誰が、誰に対して、どのように聞き取るのか、配置転換をどうするのかなど、難しい問題がたくさん含まれていると思います。訴えがあった時にどのように対応するのか、疑いをどのように判断するのか、ということなど、あらかじめ市の方でもしっかりと準備、検討しておく必要があると思っています。よろしくお願いします。

高桑生匠学習振興課放課後子ども対策担当課長

こども性暴力防止法に関しては、アフタースクール、放課後児童クラブということで、いわゆる「認定」という制度で義務ではなく、調査は運営事業者が「認定」を受けた場合に実施するということになるのですが、所轄庁として、教育委員会が実際に性的虐待があった場合には、従来からそのような対応をしなければならないので、事業者の調査と、市の調査と一体となっていく必要があると思います。よって、その準備は、今後進めて参りたいと考えています。

磯邊委員 私はこのアフタースクールに、非常に関心を持っていて、ぜひ視察に行きたいと思っています。参考資料の4ページの利用者からの評価のところ、プログラムの参加率が低くなっていて、子どもが参加したがないという感想があるのですが、こ

これはプログラムの問題か、もしかしたら「人」の問題もあるかもしれないと思っています。人材育成や継続的な研修で、人の質を確保するとことも大事だと思っていますが、このあたりはどのようなになっているか教えていただきたいです。

高桑生涯学習振興課放課後子ども対策担当課長

このプログラムに関しましては、参加率がかなり低い状況でして、こちらで行った保護者へのアンケートで、子どもが参加したがないという回答が約15%となりました。子どもが参加したがないということは、プログラム自体の魅力に問題があると考えていますので、事業者に対しては、定期的にアンケートを実施して、児童から意見を聴取するようにと伝えています。

また、聴取した意見をもとに、魅力あるプログラムを企画するなど、プログラムへの参加を増やすための取組みを実施するよう、働きかけを行っています。ただし、それ以外にも実際に参加率が低い原因は他にあるのかもしれないと考えていますので、市が実施する保護者アンケートや、事業者からの情報などをもとに、今後も検討していきたいと考えています。

磯 邊 委 員

先ほどの繰り返しとなりますが、プログラムの問題ではなくて、人間性や人の魅力、そこにいるスタッフとの関係性で参加したくないという子どももいるかなと思うと、プログラムだけではなく、スタッフの育成や研修などにも、着眼点を持っていたければ良いのかなと思います。

高桑生涯学習振興課放課後子ども対策担当課長

研修についてですが、質の向上の研修という意味では、年1回、市主催の研修を行っております。いじめの対応や、障がいがある方への対応、虐待への対応、そのようなものに関する研修は行っています。その他に、各事業者において、スタッフの質を高めるような研修を実施するということは、仕様書の中で定めていますので、そのようなところをより徹底するよう、今後も進めて参ります。

小 西 委 員

今の質問に関連するのですが、アンケートの中で、子どもが参加したがない理由はとっているのでしょうか。

高桑生涯学習振興課放課後子ども対策担当課長

具体的なものはとっていないので、そのようなところも含めて検討します。

小 西 委 員

そこを聞くと、もう少し対策が変わってくると思うので、お願いできればと思います。

中島教育次長 アンケートですが、全部の事業者がアンケートを実施している訳ではなく、手法も異なっています。アフタースクールの中に意見箱を設けたり、アフタースクールの子どもたちが、子ども会議のようなものを行って、色々な意見を出していただいているところもあります。これらがすぐに継続プログラムに繋がる訳ではありませんが、例えばクリスマスや、バレンタインのようなイベントで、まずはそのイベントに係る行事のような体験を子どもたちのアイディアからやってみたりと、そのようなところから少しずつ継続プログラムに移行できるのかどうかも含めて検討しているということもあります。一気に継続プログラムには移行出来ないのですが、お試しのようものをやらせていただきながら進めているところです。

鶴岡教育長 アンケートも、お子様に聞いて答えてくださいというパターンで実施していました。こちらは、当然子どもの意見を聞いてくれているととらえていましたが、子ども若者基本条例が制定されましたし、子どもの素直な声をきちんと聞こう、定期的に聞こう、改善していこうと答弁をしました。

その他ご質問もないようですので、議決に移ります。

議案第13号「第2期千葉市放課後子どもプランの中間見直しについて」を原案通り可決したいと考えますがいかがでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

鶴岡教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

議案第14号 千葉市教育委員会公印規則の一部改正について

鶴岡教育長 議案第14号「千葉市教育委員会公印規則の一部改正について」、総務課長、説明をお願いします。

山田総務課長 議案第14号「千葉市教育委員会公印規則の一部改正について」、説明します。本議案は、教育委員会組織規則第8条第1項第2号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案書は77ページですが、参考資料でご説明します。参考資料の9ページをご覧ください。

はじめに、「1 改正の趣旨」ですが、新設される千葉市立幕張若葉小学校の公印を新調することに伴い、公印の個数が変更となるため、所要の改正を行うものであります。

次に、「2 改正の内容」ですが、(1) 一般公印の小学校印と小学校長印、(2) 専用公印の小学校印の個数をそれぞれ 107 個から 108 個に変更します。

最後に、「3 施行期日」は、令和 8 年 4 月 1 日です。

なお、資料に記載はありませんが、養護学校と第二養護学校の校名変更に伴う公印の新調と規則改正についてですが、新学校名の公印を新調し、旧学校名の公印を廃棄することとなりますが、公印規則上は、小学校や中学校と同様に、個々の学校の印影は規則には規定されておらず、また、個数も変更が生じないことから、校名変更に伴う規則の改正は発生しません。

鶴岡教育長 審議に移りますが、質問等を含め何かありますか。

ご質問もないようですので、議決に移ります。

議案第 14 号「千葉市教育委員会公印規則の一部改正について」を原案通り可決したいと考えますがいかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

鶴岡教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

議案第 15 号 千葉市教育委員会組織規則の一部改正について

鶴岡教育長 議案第 15 号「千葉市教育委員会組織規則の一部改正について」、教育職員課長、説明をお願いします。

川島教育職員課長 議案第 15 号 「千葉市教育委員会組織規則の一部改正について」について説明します。

参考資料の 11 ページをご覧ください。

はじめに、「1 改正の趣旨」です。

令和 8 年 4 月 1 日付け組織改正等に伴う所要の改正を行うため、規則の一部改正を行うことについて、千葉市教育委員会組織規則第 8 条第 2 号の規定に基づき、議決を求めるものです。

次に、「2 改正の概要」をご覧ください。

1 点目は、保健体育課に設置している「部活動地域移行班」の名称を国による事業名称変更が行われたことに伴い「部活動地域展開班」に変更します。

2 点目は、令和 9 年度に千葉県で全国高等学校総合体育大会が開催されることに伴い、保健体育課に新設される「高校総体班」を事務分掌に加えます。改正の概要は以上となります。

最後に、「3 施行期日」については、令和 8 年 4 月 1 日とします。

鶴岡教育長 審議に移りますが、質問等を含め何かありますか。

杉山委員 「展開班」の「展開」の意味とは何でしょうか。

川島教育職員課長 従来使用していました「部活動の地域移行」という表現では、学校から地域へ部活動を単純に移してしまうという印象を与えてしまうのではないかと見られてしまうため、学校と地域が連携しながら、地域全体で子どものスポーツ・文化活動を支える仕組みであることを明確にする目的で、「部活動の地域展開」という名称に変更したものです。

鶴岡教育長 その他ご質問もないようですので、議決に移ります。

議案第15号「千葉市教育委員会組織規則の一部改正について」を原案通り可決したいと考えますがいかがでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

鶴岡教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決いたします。

議案第16号 千葉市立高等学校管理規則の一部改正について

鶴岡教育長 議案第16号「千葉市立高等学校管理規則の一部改正について」、教育改革推進課長、説明をお願いします。

松田教育改革推進課長 議案第16号「千葉市立高等学校管理規則の一部改正」について説明します。

本改正は、稲毛高校の中等教育学校への移行に伴い、定員に係る規定の一部改正を行います。

稲毛高校の定員については、千葉市立稲毛国際中等教育学校移行基本計画に基づき、令和7年度から令和9年度にかけて1学年ずつ年次進行で減じていきます。

このことにより、千葉市立稲毛高等学校の生徒定員を、令和8年度の第2学年において普通科5学級、国際教養科1学級、合計6学級分を減じる改正を行うものです。

施行期日は、令和8年4月1日です。

鶴岡教育長 審議に移りますが、質問等を含め何かありますか。

ご質問もないようですので、議決に移ります。

議案第16号「千葉市立高等学校管理規則の一部改正について」を原案通り可決したいと考えますがいかがでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

鶴岡教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決いたします。

議案第 17 号 千葉市立特別支援学校管理規則の一部改正について

鶴岡 教育長 議案第 17 号「千葉市立特別支援学校管理規則の一部改正について」、教育支援課長、説明をお願いします。

高橋教育支援課長 議案第 17 号、「千葉市立特別支援学校管理規則の一部改正」について、説明します。参考資料の 15 ページをご覧ください。

改正の趣旨ですが、令和 7 年千葉市議会第 4 回定例会において、千葉市立特別支援学校設置条例の一部を改正する議案が可決され、「養護学校」の名称から「特別支援学校」に変更することとなりました。それに伴い、管理規則においても、校名変更に伴う改正を行うものです。

表のとおり千葉市立養護学校から千葉市立特別支援学校へ、千葉市立第二養護学校から千葉市立第二特別支援学校へ変更します。

鶴岡 教育長 審議に移りますが、質問等を含め何かありますか。

磯 邊 委 員 これも本当に長年のことだったと思うのですが、願わくは、「特別」が取れると良いと思います。

先ほど杉山委員と話している中で、今は「支援」という言葉も使わない学校が出てきているということを考えると、「特別支援」ではなくて、本当に子どもたちに対して必要な支援がまねく届くような、そのような願いを込めた校名を、ぜひ考えていただきたいなと教育委員として考えているということを市長に伝えて欲しいです。

杉 山 委 員 4 月 1 日に校名が変わるにあたり、膨大な準備があったかと思いますが、書類なども、先生方が以前のデータを使うとそのまま「養護学校」となってしまうなど、大変だろうと思うのですが、その辺りは順調に進んでいますでしょうか。

高橋教育支援課長 昨年度から校名変更については、保護者会や子どもたちにもお話しをしまして、校内の雰囲気については、説明した時点ですんなりと受け入れていただいています。2 月の行事でも、保護者の方からは「よろしいです」というお声をいただいています。その他は事務的な準備、例えば公印の変更や、看板の変更については、現在進めており 4 月 1 日から切り替えます。

鶴岡 教育長 「養護」、「二養」と言われた、愛称はなくならないですか。

高橋教育支援課長 「二養」はキャラクターがあるのですが、学校が始まった際に、子どもたちが使いたいのであれば使う、ということになると

思います。子どもの意見を反映させながら、スムーズに移行したいと思います。

鶴岡教育長 ぜひ子どもの声をきちんと聴くように学校に伝えてください。

磯 邊 委 員 ちなみにですが、千葉大学附属特別支援学校は、養護学校だった時代に学園祭を「ふよう祭」と呼んでいましたが、いまだに「ふよう祭」と呼んでいます。

鶴岡教育長 その他ご質問もないようですので、議決に移ります。

議案第17号「千葉市立特別支援学校管理規則の一部改正について」を原案通り可決したいと考えますがいかがでしょうか。
(「異議なし」という声あり)

鶴岡教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

議案第18号 千葉市教育委員会決裁規程の一部改正について

鶴岡教育長 議案第18号「千葉市教育委員会決裁規程の一部改正について」、教育給与課長、説明をお願いします。

吉野教育給与課長 議案第18号「千葉市教育委員会決裁規程の一部改正について」、説明します。参考資料の17ページをご覧ください。

本議案は旅費制度の改正に伴い、旅行命令等に係る専決事項及び専決者について、所要の改正を行うもので、千葉市教育委員会組織規則第8条第2項の規定により議決を求めるものです。

「1 改正の趣旨」ですが、旅費制度の改正に伴い、旅行命令等に係る専決事項及び専決者について、所要の改正を行うものです。

「2 改正内容」についてですが、旅費制度の改正に伴い、在勤地内旅行及び在勤地外旅行の区分がなくなったことによる別表中の「在勤地外」の文言を削除するなど規定の整備を行うものです。

最後に、「3 施行期日」ですが、令和8年4月1日からとします。

鶴岡教育長 審議に移りますが、質問等を含め何かありますか。

ご質問もないようですので、議決に移ります。

議案第18号「千葉市教育委員会決裁規程の一部改正について」を原案通り可決したいと考えますがいかがでしょうか。
(「異議なし」という声あり)

鶴岡教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

議案第 19 号 千葉市立学校職員服務規程の一部改正について

鶴岡 教育長 議案第 19 号「千葉市立学校職員服務規程の一部改正について」、教育給与課長、説明をお願いします。

吉野教育給与課長 議案第 19 号「千葉市立学校職員服務規程の一部改正について」説明します。

本議案は旅費制度の改正、並びに特別休暇の取得要件変更に伴い、所要の改正を行うため、規定の一部を改正するもので、千葉市教育委員会組織規則第 8 条第 4 項の規則に基づく議決を求めるものです。参考資料の 19 ページをご覧ください。

はじめに、「1 改正の趣旨」ですが、旅費制度の改正、並びに特別休暇の取得要件変更に伴い、所要の改正を行うものです。

次に、「2 改正内容」についてです。

まず、(1) 旅費制度の改正への対応ですが、在勤地内旅行及び在勤地外旅行の区分がなくなったことによる文言整理等を行うものです。

次に、復命についてその起算点を実態に合わせて、「出張後」に改めるとともに、期限を「5 日以内」から「1 週間以内」に改めるものです。

(2) 特別休暇願の改正(様式第 8 号関係)ですが、「職員の結婚」に係る特別休暇について、取得の起算日に係る運用が変更されることに伴いまして、様式の注釈の文言整理を行うものです。

最後に、「3 施行期日」ですが、令和 8 年 4 月 1 日からとします。

鶴岡 教育長 審議に移りますが、質問等を含め何かありますか。

ご質問もないようですので、議決に移ります。

議案第 19 号「千葉市立学校職員服務規程の一部改正について」を原案通り可決したいと考えますがいかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

鶴岡 教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決いたします。

議案第 20 号 千葉市教育委員会職員安全衛生管理規程の一部改正について

鶴岡 教育長 議案第 20 号「千葉市教育委員会職員安全衛生管理規程の一部改正について」、教育給与課長、説明をお願いします。

吉野教育給与課長 議案第20号「千葉市教育委員会職員安全衛生管理規程の一部改正について」説明します。

本議案は、職員数が50人以上となる市立学校において、新たに衛生委員会を設置するほか、所要の改正を行うことに伴い、規程の一部を改正するため、千葉市教育委員会組織規則第8条第2号の規定に基づき、議決を求めるものであります。参考資料の21ページをご覧ください。

「1 改正の趣旨」ですが、令和8年4月1日からの公立中学校における学級上限の35人への引下げに伴い、一部の学校で学級数が増加し、複数の学校が職員数50人以上となることが判明しました。職員数が50人以上の学校では、単独で衛生委員会を設置する必要があるため、新たに衛生委員会を設置するとともに、規定の整備を行うため、「千葉市教育委員会職員安全衛生管理規程」の一部改正を行うものです。

法的根拠についてですが、労働安全衛生法第18条及び同法施行令第9条において、常時50人以上の労働者を使用する事業場には、衛生委員会を設置することが義務付けられています。

「3 改正の概要」ですが、職員数が50人以上となる市立学校において、新たに衛生委員会を設置するほか、規定の整備を行います。

まず、新設する衛生委員会の規定についてですが、別表第1～3を改正し、新設の衛生委員会を追加します。記載の方法ですがこれまで個別に規定していた「市立千葉高校」「市立稲毛国際中等教育学校」「市立養護学校」については新設のものと併せ、「市立学校（職員50人以上）」とまとめて規定します。

次に、（2）名称変更についてですが、「市立養護学校」から「市立特別支援学校」への名称変更を反映します。

施行期日は、令和8年4月1日です。

鶴岡教育長 審議に移りますが、質問等を含め何かありますか。

磯邊委員 50人以上の事業場に産業医が配置されるということでしたが、産業医はどこで執務する形になりますか。

吉野教育職員課長 衛生委員会を設置しまして、産業医3人を選任する訳ですが、常駐という形ではなくても問題ありません。1,000人以上の事業場ですと常駐または専任の産業医が必要なのですが、今回は非常勤で問題ありません。

設置についてですが、令和 8 年度新規で設置する産業医は、現在教育委員会で統括産業医を務めていただいている 2 名の先生のうちの 1 人が兼任することになります。

今回兼任してもらう産業医の先生は、毎週火曜日に週 1 日、教育委員会内で執務をしまして、産業医面談を行うほか、巡視や衛生委員会へ出席をしていただいています。

磯 邊 委 員 企業内で考えると産業医が非常勤でも、職場の中に保健室のようなものがあって、そこで労働者がふらっと立ち寄ることが出来て未然防止や適切な支援を受けることも出来ます。あるいはそこに上司がふらっと立ち寄り部下についての相談をすることが出来るのですが、アクセシビリティが悪いのではないかと思います。委員会の産業医まで手が届かない状態があるのではないかということを危惧しているのですが、いかがでしょうか。

吉野教育職員課長 各校 1 人常駐をするというのが理想的だと思いますが、現実的に難しい中で、現状、教育委員会の中で、2 人の統括産業医の先生に来てもらい、週に 3 日間、日にちでいうと 2 日分になりますが、統括産業医という形で、教育委員会全体を見てもらっています。

それに加えて、今回新たに衛生委員会ができる 5 校と、既存の 3 校合わせた 8 校については、それぞれ産業医が選任されている状況です。

鶴岡 教育長 学校に産業医専門の部屋はあるのでしょうか。

吉野教育給与課長 衛生委員会、あるいは職員の健康管理のための専門の部屋というのは、特にありません。

磯 邊 委 員 実際に産業医を置きなさいと言いながら、今は現場に産業医がいない状態です。さらに産業医も、委員会内のことは見えるけれども教育現場を見ていない中で、実際にどのように指導や支援をして下さるかを考えると出来れば、たまにでも良いのですが、現場を見に行っていたいただければと思います。

吉野教育給与課長 本市は職員数 50 人未満の学校が大多数なのですが、そこにつきましては、任意の衛生委員会を設置しています。これについては、統括産業医が、月 1 回程度ですが、順番に巡視しているというところで、現場を少し見ていただけるという状況です。

小 西 委 員 産業医との面談は、教育委員会まで来ていただいているのでしょうか。

吉野教育給与課長 おっしゃる通り、日程調整の上でこちらに来て面談が基本です。

小 西 委 員 出来ればオンライン面談が出来るとアクセスしやすくなると思いますので、ぜひご検討いただければと思います。

吉野教育給与課長 昨今様々な状況がありますので、オンラインの面談等も含めて、様々な方法について、検討していきたいと考えております。

鶴岡教育長 その他ご質問もないようですので、議決に移ります。

議案第20号「千葉市教育委員会職員安全衛生管理規程の一部改正について」を原案通り可決したいと考えますがいかがでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

鶴岡教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決といたします。

議案第21号 令和9年度千葉市立稲毛国際中等教育学校入学者選抜の日程について

鶴岡教育長 議案第21号「令和9年度千葉市立稲毛国際中等教育学校入学者選抜の日程について」、教育改革推進課長、説明をお願いします。

松田教育改革推進課長 議案第21号「令和9年度千葉市立稲毛国際中等教育学校の入学者選抜の日程」について説明します。

今回議決をいただくのは、令和9年度千葉市立稲毛国際中等教育学校の入学者選抜の日程です。

令和8年11月5日から11月9日までを出願書類等受付とします。

令和8年12月5日に一次検査を実施し、令和8年12月11日に一次検査結果の発表を行います。

二次検査受検候補者となった場合、令和9年1月7日から1月12日までを報告書・志願理由書等の提出期間とします。

令和9年1月24日に二次検査を実施します。この一次検査と二次検査の実施時期については、令和9年度千葉県立中学校入学者決定二次検査と同日にしており、県が小学校の教育活動に支障がないこと、及び私立中学校入学者選抜日程との調整により、決定したものです。

令和9年2月1日に選抜結果の発表を行います。

鶴岡教育長 審議に移りますが、質問等を含め何かありますか。

ご質問もないようですので、議決に移ります。

議案第 2 1 号「令和 9 年度千葉市立稲毛国際中等教育学校入学
者選抜の日程について」を原案通り可決したいと考えますが、い
かがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

鶴岡教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決します。

議案第 2 2 号 千葉市指定文化財の指定について

鶴岡教育長 議案第 2 2 号「千葉市指定文化財の指定について」、文化財課
長、説明をお願いします。

君塚文化財課長 議案第 2 2 号「千葉市指定文化財の指定について」説明しま
す。議案書は 1 0 3 ページとなりますが、参考資料を使って説
明します。参考資料の 2 3 ページをご覧ください

案件は有形文化財、「加曽利貝塚出土品」です。全 1 4 9 点、
すべて千葉市の所有であり、加曽利貝塚博物館で展示している
他、千葉市埋蔵文化財調査センターに所蔵しています。

千葉市指定文化財の指定については、千葉市文化財保護条例
第 6 条により、千葉市文化財保護審議会の意見を聴くことが要
件となっております。今回、「加曽利貝塚出土品」の文化財指
定について、令和 8 年 1 月 2 8 日、千葉市文化財保護審議会に
意見を求めたところ、同日、千葉市指定文化財として指定する
ことが適当であると答申を受けたところです。これを受け、千
葉市教育委員会組織規則第 8 条第 1 2 号の規定に基づきまし
て、議決を求めるものです。

「加曽利貝塚出土品」は、昭和 4 8 年の発掘調査において検
出された 1 1 2 号住居跡から一括して出土した祭祀遺物であ
り、特別史跡加曽利貝塚を代表する資料です。

1 1 2 号住居跡は、加曽利貝塚で確認されている、どの竪穴
住居跡と比べても隔絶した大きさを有しています。これらの祭
祀遺物は、いずれもこの建物の使用時または廃絶直後から遺さ
れたもので、一つの時期における祭祀遺物の組み合わせが明ら
かになった貴重な事例です。また、縄文時代の大型住居跡が生
活の場とは異なる特殊な遺構であることが広く認識される契
機となった調査事例の一つでもあります。

これらを踏まえ、1 1 2 号住居跡から出土した資料は、千葉
市を代表する考古学的な調査成果であり、それを遺した縄文時

代後期の社会を垣間見ることのできる非常に重要な文化財であると考えています。

鶴岡教育長 審議に移りますが、質問等を含め何かありますか。

磯 邊 委 員 異形台付土器のサイズは何センチになりますか。

君塚文化財課長 大きい方が21.6センチ、写真だと右側です。左側が高さ19.2センチになります。

磯 邊 委 員 行けば見られますか。

君塚文化財課長 はい、加曽利貝塚博物館に展示してあります。

磯 邊 委 員 ぜひ積極的に周知してほしいと思います。

君塚文化財課長 加曽利貝塚の目玉としたいと思います。

大 濱 委 員 発掘調査が行われたのは1973年ですから、発掘から50年以上経っています。50年以上経って、有形文化財指定されたとなると、指定にはそんなに時間がかかるものなのでしょうか。

君塚文化財課長 市の指定文化財にしようという動きは以前からありましたが、なかなかそれが実現に至りませんでした。そのような中、「史跡加曽利貝塚総括報告書」を平成29年に出版しまして、そこで改めて注目されて貴重なものだという認識となりました。さらに昨年度、加曽利貝塚発掘100周年ということもありました。そして、令和12年度に新博物館開館に向けて動き出すことが出来ましたので、新博物館の機運醸成の意味を込めまして、なおかつ、新博物館の目玉と出来るように、今回指定を求めるものです。

鶴岡教育長 その他ご質問もないようですので、議決に移ります。

議案第22号「千葉市指定文化財の指定について」を原案通り可決したいと考えますがいかがでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

鶴岡教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

鶴岡教育長 以上で、公開審議案件の審議は終了しました。委員の皆さまから「その他」としてご意見、ご質問等ありますでしょうか。

磯 邊 委 員 ステップルームの研修についてです。実際の現場での運用は、ステップルームティーチャーが配属されていなくてもステップルームを運営している学校がかなりあると思いますが、そこに携わる人たちの質の向上がとても大事だと思います。

ステップルームティーチャー向けの研修があると聞いてい

ますが、ステップルームに携わっている人たちがステップルームに関する研修を受ける機会はあるのでしょうか。ステップルームに携わっている人向けの研修や、横の繋がりを作るような研修をぜひ実施もらいたいと思うのですが、この辺りはどのように認識されていたり、計画をお持ちなのか、教えてください。

高橋教育支援課長 別室対応については、多くの学校が対応していますが、空き時間などで対応しており、専任ではない職員による運用が多いと思われます。ですので、その線引きが非常に難しいのが一つです。また、問い合わせがあった学校については「生徒指導調査研究委員会」が作成した「ステップティーチャーの運用の仕方」という刊行物や、ステップルームティーチャーが配置された学校に配付している「ステップルームティーチャーの手引き」を提示し、こういう方法がありますということは伝えているのですが、実際に困っている学校もあるかもしれないので、そのようなものが必要な学校は、こちらにお問い合わせくださいということ、どこかで周知したいと考えています。

磯 邊 委 員 うまくいっているところはありますが、うまくいっていないところはとても深刻なことが起こっています。ステップルームにとっても前向きな先生とそうではない先生と、断裂が起こっていて、一生懸命やっている先生は本当に手探りで、孤独を感じながら頑張っています。その溝を埋めるため、先ほどのマインドセットの話もそうなのですが、先生方の意識も変えなくてはいけないし、ステップルームはあのマニュアルでは絶対足りず柔軟な対応が必要です。ステップルームを運用していくために、その時の最適解を探せるようスタッフの質の向上も大事だと思うので、研修についてはお願いしたいと思います。

高橋教育支援課長 別室対応の必要性やそのあり方についての考え方は、管理職の中でもかなり差異があります。ステップルームのような場所が必要だと積極的に進めている学校と、そうではない学校があります。市全体で見ると必要性そのものについて、時間をかけ説いていかななくてはといけません。まずはいわゆる「居場所」、「学習保障」の観点から積極的に考えて欲しいということからスタートしたいと考えております。

鶴岡教育長 学習保障に限らず、居場所という観点が大事です。

大 山 委 員 3月15日に「こども・若者フォーラム2026」に参加しました。そこには、子ども議会で、発表したお子さんが、こど

も・若者の力ワークショップにも参加していましたが、最後に市長に質問できる場面で「子ども議会で発表した人たちは、その後はどうなったのでしょうか」という質問をしました。

市長は「教育委員会のホームページにその後どうなったか載っているからそこを見てください」という答弁をしたのですが、その子はホームページから見られるということを知らなかったもので、ぜひ子ども議会に関わった児童生徒さんたちに、ここから見ると、その後のことが分かるといったことを、周知してあげたほうが良いと感じました。

小石教育指導課長 ホームページで、このような成果や、このようなものが実現されたということを提示すると同時に、参加した子どもたちの保護者のアドレスに、掲載ページについての情報を提供しているので、タイムラグなどがあったのだと思います。

鶴岡教育長 次に、議案第23号に係る審議に移りますが、以降の審議については、非公開となりますので、傍聴人の方は退出をお願いします。

(傍聴人退出)

鶴岡教育長 あらかじめ指定した職員を除き、それ以外の職員は退出をお願いします。

(職員退出)

鶴岡教育長 審議を再開します。

議案第23号 職員の人事について

鶴岡教育長 議案第23号「職員の人事について」、教育職員課長、説明をお願いします。

川島教育職員課長 議案第23号「職員の人事について」、説明します。

令和8年3月31日付け及び同年4月1日付け人事異動のうち、職務の級が5級以上の管理職に関する人事について、千葉市教育委員会組織規則第8条第4号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

なお、資料については、内示前の非公開資料となりますので、審議後に回収します。

はじめに、教育委員会事務局の人事についてです。

資料の1ページ目は、3月31日付の人事発令です。

学校教育部 参事・学校教育部 教育改革推進課長事務取扱 松田 昌幸他3人に退職発令をするものです。

続いて、2 ページ及び3 ページの4 月 1 日付け人事発令については、他部局や学校現場等との人事交流による組織活性化及び定年退職者等による欠員の補充を基本とし、適材適所の配置に努め発令を行うものであります。

なお、局長級及び部長級での発令はありません。

さらに課長級で1 9 人、課長補佐級で2 8 人に、それぞれ発令します。また、4 ページ目ですが、教育委員会事務局から学校への異動として、校長で1 3 人、副校長・教頭で1 4 人に、それぞれ発令します。

続いて、5 ページ目の採用ですが、学校教育部 参事・学校教育部 教育改革推進課長 事務取扱として、文部科学省から伊藤拓を採用します。

また、事務局への県内教員の人事交流として、千葉県立松戸国際高等学校 教頭 足達 正明を学校教育部 教育改革推進課 指導主事として採用します。

続きまして、6 ページ目の市立高等学校の人事について、校長の部から説明します。

まず、「1 新任」ですが、現学校教育部 教育改革推進課主任指導主事 藤井 大を市立千葉高等学校長として発令します。

次に、「2 退職」ですが、市立千葉高等学校長 尾留川 聡が退職します。ここまでが校長の人事です。

次に、教頭の部について説明します。

まず、「1 新任」ですが、現千葉県立木更津東高等学校 教頭 長 孝幸を市立千葉高等学校 教頭として、現千葉市立土気南中学校 教頭 多田 満を市立稲毛高等学校 教頭として発令します。

次に、「2 転出」ですが、市立千葉高等学校 教頭 五木田 光信及び市立稲毛高等学校 教頭 河邊 圭介が転出します。

鶴岡教育長 審議に移りますが、質問等を含め何かありますか。

磯 邊 委 員 真砂中学校副校長とありますが、副校長と教頭の違いはどのようなところなのでしょう。

川島教育職員課長 教頭よりも副校長の方が一定の決裁権があります。これまで真砂中学校の校長が日中から夜間まで他と比して負荷を負っていたため、働き方改革、全体のバランスをとるということで、

副校長の発令をしたところです。

今まで夜間中学校にいた教頭が、今度は日中の教頭になり、他校で教頭経験のある職員が副校長になります。級は同じですが、決裁権等々が増えるということです。

鶴岡教育長 その他、いかがでしょうか。

その他ご質問もないようですので、議決に移ります。

議案第23号「職員の人事について」を原案通り可決したいと考えますがいかがでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

鶴岡教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

川島教育職員課長 ただいま議決をいただきましたので、23日に市長事務部局と併せて内示をします。県に関するものは、県と併せて内示をしますが、高等学校の管理職については、23日以降に内示を予定しています。発令については、3月31日及び4月1日付けで、それぞれ行います。

9 その他

第4回定例会は、4月15日 水曜日 午後2時からとした。

10 閉会

鶴岡教育長より閉会を宣言